

○ 系統金融機関向けの総合的な監督指針
新旧対照表

改正後	現 行
<p>【目次】 I (略) II 系統金融機関監督上の評価項目 II-1 (略) II-2 財務の健全性等 II-2-1・II-2-2 (略) II-2-3 収益性等 <u>II-2-3-1 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】</u> <u>II-2-3-1-1 意義</u> <u>II-2-3-1-2 主な着眼点</u> <u>II-2-3-1-3 監督手法・対応</u> <u>II-2-3-2 収益性の改善【農中】</u> <u>II-2-3-2-1 意義</u> <u>II-2-3-2-2 主な着眼点</u> <u>II-2-3-2-3 監督手法・対応</u> II-2-4 ~ II-2-10 (略) II-3 ・II-4 (略) II-5 地域密着金融の推進 II-5-2 基本的考え方(地域密着金融の目指すべき方向) II-6 ~II-11 (略) II-12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化 II-12-1 <u>自己改革の実行、継続及び強化【共通】</u></p>	<p>【目次】 I (略) II 系統金融機関監督上の評価項目 II-1 (略) II-2 財務の健全性等 II-2-1・II-2-2 (略) II-2-3 収益性等 <u>II-2-3-1 収益性の改善【農中】</u> <u>II-2-3-1-1 意義</u> <u>II-2-3-1-2 収益性改善への取組に係る主な着眼点</u> <u>II-2-3-1-3 監督手法・対応</u> <u>II-2-3-2 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【信連】</u> <u>II-2-3-2-1 意義</u> <u>II-2-3-2-2 主な着眼点</u> <u>II-2-3-2-3 監督手法・対応</u> <u>II-2-3-3 収益性【農協】</u> <u>II-2-3-3-1 意義</u> <u>II-2-3-3-2 主な着眼点</u> <u>II-2-3-3-3 監督手法・対応</u> II-2-4 ~ II-2-10 (略) II-3 ・II-4 (略) II-5 地域密着金融の推進 II-5-2 基本的考え方(地域密着金融の目指すべき方向) II-6 ~II-11 (略) II-12 金融面における自己改革の実行 II-12-1 <u>意義【共通】</u></p>

改正後	現行
<p>II-12-2 自己改革実践サイクルの構築【共通】</p> <p>II-12-2-1 意義【共通】</p> <p>II-12-2-2 主な着眼点【共通】</p> <p>II-12-2-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 ～ III-3 (略)</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 (略)</p> <p>III-4-1 ～ III-4-13 (略)</p> <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1・III-4-14-2 (略)</p> <p>III-4-14-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>IV ～ IX (略)</p> <p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-2 統合的なリスク管理等</p> <p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率又はレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性等、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。さらに、農協については、信用事業に加えて、<u>共済事業、販売事業、購買事業等の事業を行う総合事業体として、各事業が経営全体に及ぼす影響に着目して対応する必要がある。</u></p>	<p>II-12-2 主な着眼点【共通】</p> <p>II-12-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 ～ III-3 (略)</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 (略)</p> <p>III-4-1 ～ III-4-13 (略)</p> <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1・III-4-14-2 (略)</p> <p>III-4-14-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>IV ～ IX (略)</p> <p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-2 統合的なリスク管理等</p> <p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率又はレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる<u>収益性（農中にあつては収益性の改善、信連にあつては持続可能な収益性と将来にわたる健全性）</u>、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>

改正後	現行
<p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅱ-2-3 収益性等</p> <p>Ⅱ-2-3-1 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1 意義</p> <p>人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、組合が地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、各組合において、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。</p> <p>たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある。さらに、農協については、金融仲介機能を継続的に発揮するために、信用事業のみならず、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業を通じ経営全体として十分な健全性を確保しているかという視点が必要である。</p> <p>Ⅱ-2-3-1-2 主な着眼点</p> <p>継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢が整備されているか。さらに、農協にあつては、信用事業のみならず、経営全体としてこうした態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(1) 経営陣は、的確な現状分析に基づき、時間軸を適切に意識し、実現可能性のある経営戦略・計画を策定・実行しているか。</p> <p>(2) こうした経営戦略・計画の策定・実行に当たって、組合の実情に応じ、例えば、収益性・効率性や健全性等に係る定量的指標（コア事業純益、当期剰余金、ROA、RORA、ROE、OHR及び自己資本比率等）、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理</p>	<p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅱ-2-3 収益性等</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>の枠組み（農協については、中長期の収支シミュレーション（「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知。以下「農協監督指針」という。）Ⅱ-1-1-2(1)④イの「中長期の収支シミュレーション」をいう。）を含む。）等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか</u></p> <p><u>(3) また、経営施策の実施状況について、PDCA サイクルの実践を通じて、目標未達の要因を分析し、これを踏まえた改善対応策を策定・実施しているか。</u></p> <p><u>(4) 理事会（経営管理委員会設置組合にあっては経営管理委員会）は、経営陣による上記の取組みに対して、実効的な規律付けを行うべく、ガバナンスを発揮しているか。</u></p> <p>Ⅱ-2-3-1-3 監督手法・対応</p> <p><u>(1) 収益性や各種リスク情報（農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係るものを含む。）に関するオフサイト・モニタリングデータ及び業務報告書（決算速報を含む。）等に基づき、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の状況を常時把握し、分析を行い、改善が必要と認められる組合に関しては、Ⅱ-2-2-3①から③までの対応等を行う。</u></p> <p><u>具体的には、以下の(2)から(4)までの3つのステップを段階的に実施し、最終的な対応を検討・実施する。</u></p> <p><u>(2) 例えば、貸出金・貯金利息、有価証券利息配当金、役務取引等利益、経費等（農協については、信用事業に係る収益及び費用に加えて、共済事業に係る共済付加収入、共済推進費等、販売事業に係る販売手数料、販売費等、購買事業に係る購買手数料、購買供給費等の各事業に係る収益及び費用を含む。）について、足下の傾向が継続すると仮定し、将来の一定期間（概ね5年以内）のコア事業純益（除く投資信託解約損益）や、ストレス事象を想定した場合の将来の自己資本の状況について決算期毎に確認する。これらが一定の水準を下回る組合に対して、下記(3)の対応を行う。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(3) <u>組合自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や利用者の見通し）、組合が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本支所（事務所）建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む。）等（農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係る取組の見通しを含む。）の観点から、利用者向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。</u></p> <p><u>その際、組合が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証する。</u></p> <p>(4) <u>(3)の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア事業純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる組合に対しては、必要に応じ、農協法第93条に基づく報告徴求又は農協法第94条第3項に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置）</u></p> <p><u>（注1）店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、外部流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立等。</u></p> <p><u>（注2）ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者（農協にあっては都道府県担当者）の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話</u></p>	

改正後	現行
<p>が一方的な指導にならないよう、組合の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。</p> <p>(注3) 上記の検証に際しては、</p> <p>① 経営計画等に掲げた当期剰余金や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば5年以内）に含み益が枯渇し、当期剰余金が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、</p> <p>② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、 についても確認する。</p> <p>Ⅱ-2-3-2 収益性の改善【農中】 Ⅱ-2-3-2-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-2-2 主な着眼点 農中は、利用者や組合のニーズに対応したより良い商品・サービスを提供していく取組みや経費の節減等の効率的な業務運営等を通じて、収益力の向上を志向し、経営の健全性を確保していくことが期待されている。そのためには、収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。例えば、</p> <p>(1) 経営陣は、業務純益、経常利益、当年度純利益等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、信用リスク、市場リスク等のリスク管理態勢を踏まえて、農中の収益性を総合的に分析・評価しているか。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-2-3 監督手法・対応 (1) 基本的考え方</p>	<p>Ⅱ-2-3-1 収益性の改善【農中】 Ⅱ-2-3-1-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-2 収益性改善への取組に係る主な着眼点 農中は、利用者や組合のニーズに対応したより良い商品・サービスを提供していく取組みや経費の節減等の効率的な業務運営等を通じて、収益力の向上を志向し、経営の健全性を確保していくことが期待されている。そのためには、収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。例えば、</p> <p>(1) 経営陣は、業務純益、経常利益、<u>当期利益</u>等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、信用リスク、市場リスク等のリスク管理態勢を踏まえて、農中の収益性を総合的に分析・評価しているか。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-3 監督手法・対応 (1) 基本的考え方</p>

改正後	現 行
<p>農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第 85 条第 2 項に基づき、自己資本比率及びレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（<u>Ⅱ－2－3－2－1</u>）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第 85 条第 2 項に基づき、自己資本比率及びレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（<u>Ⅱ－2－3－1</u>）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅱ－2－3－2 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【信連】 Ⅱ－2－3－2－1 意義 <u>人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、信連が地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、各信連において、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。</u> <u>たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－2－3－2－2 主な着眼点 <u>継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢が整備されているか。例えば、</u> <u>(1) 経営陣は、的確な現状分析に基づき、時間軸を適切に意識し、実現可能性のある経営戦略・計画を策定・実行しているか。</u> <u>(2) こうした経営戦略・計画の策定・実行に当たって、信連の実情に応じ、例えば、収益性・効率性や健全性等に係る定量的指標（コア業務純益、当期利益、ROA、RORA、ROE、OHR及び自己資本比率等）、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っ</u></p>

改正後	現 行
	<p>ているか。</p> <p>(3) <u>また、経営施策の実施状況について、PDCA サイクルの実践を通じて、目標未達の要因を分析し、これを踏まえた改善対応策を策定・実施しているか。</u></p> <p>(4) <u>経営管理委員会（経営管理委員会未設置信連にあっては理事会）は、経営陣による上記の取組みに対して、実効的な規律付けを行うべく、ガバナンスを發揮しているか。</u></p> <p>II-2-3-2-3 監督手法・対応</p> <p>(1) <u>収益性や各種リスク情報に関するオフサイト・モニタリングデータ及び業務報告書（決算速報を含む。）等に基づき、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の状況を常時把握し、分析を行い、改善が必要と認められる信連に関しては、II-2-2-3①から③の対応等を行う。具体的には、以下の(2)から(4)の3つのステップを段階的に実施し、最終的な対応を検討・実施する。</u></p> <p>(2) <u>例えば、貸出金・貯金利息、有価証券利息配当金、役務取引等利益、経費等について、足下の傾向が継続すると仮定し、将来の一定期間（概ね5年以内）のコア事業純益（除く投資信託解約損益）や、ストレス事象を想定した場合の将来の自己資本の状況について決算期毎に確認する。これらが一定の水準を下回る信連に対して、下記(3)の対応を行う。</u></p> <p>(3) <u>信連自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や利用者の見通し）、信連が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本支所（事務所）建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む）等の観点から、利用者向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。</u></p>

改正後	現 行
	<p>その際、信連が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証する。</p> <p>(4) (3)の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア事業純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる信連に対しては、必要に応じ、農協法第93条に基づく報告徴求、または、農協法第94条第3項に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善（注1）を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を发出するものとする。（「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置）</p> <p>（注1）店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、外部流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立等。</p> <p>（注2）ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導にならないよう、信連の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。</p> <p>（注3）上記の検証に際しては、</p> <p>① 経営計画等に掲げた当期純利益や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば5年以内）に含み益が枯渇し、当期純利益が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、</p> <p>② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、</p>

改正後	現 行
<p>(削る。)</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）【共通】</p>	<p>についても確認する。</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 収益性【農協】 Ⅱ－２－３－３－１ 意義 農協がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上が必要であり、継続的な収益性の改善へ向けた取組がなされることが重要である。</p> <p>Ⅱ－２－３－３－２ 主な着眼点 収益性を適切に分析・評価する管理態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき業務再構築への取組を行う等収益管理態勢が整備されているか。例えば、 (1) 経営陣は、業務純益、経常利益、当期利益等の量的指標、及び、利鞘、R O A、O H R等の効率を表す指標等を参考に、また、管理会計を用いて、自組合の収益性を総合的に分析・評価しているか。 (2) 収益管理態勢の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確化等が図られているか。</p> <p>Ⅱ－２－３－３－３ 監督手法・対応 (1) 収益性に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び業務報告書等に基づき、収益性の状況を常時把握し、分析等を行う。 (2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる農協に関しては、Ⅱ－２－２－３①から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（収益性改善措置）</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）【共通】</p>

改正後	現 行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) なお、系統金融機関において、こうした地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけて事業展開を行っていく上では、具体的なアクションを戦略的に実行し、その実績の分析及び評価を行って、組合員等への説明責任を果たしながら次のアクションに反映していくことが重要であり、こうした観点から、Ⅱ-12 に詳述するように金融面における自己改革の取組を不断に実行していくことが求められる。</u></p> <p>Ⅱ-12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化 Ⅱ-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関においては、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、融資やコンサルティング、ビジネスマッチングなどの金融サービスを積極的に提供していく必要があり、<u>さらに、各組合単体では対応が難しいような担い手等からの貸付規模が大きい融資や高度な金融ニーズなどにも対応できるよう系統金融機関全体で連携し対応できるような体制を構築していく必要がある。</u></p> <p>(3) また、平成 26 年 6 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等（以下、(4)及びⅥにおいて「活力創造プラン等」という。）において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、これらの資金の積極的な活用を期待されている。</p> <p>(4) <u>さらに、活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするためには、地域における金融サービスを維持しつつ、単位農協の経営における金融事業の負担</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ-12 金融面における自己改革の実行 Ⅱ-12-1 意義【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) このため、系統金融機関においては、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、融資やコンサルティング、ビジネスマッチングなどの金融サービスを積極的に提供していく必要があり、<u>更に各組合単体では対応が難しいような担い手等からの貸付規模が大きい融資や高度な金融ニーズなどにも対応できるよう系統金融機関全体で連携し対応できるような体制を構築していく必要がある。</u></p> <p>(3) また、平成 26 年 6 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等（以下、(4)及びⅥにおいて「活力創造プラン等」という。）において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、<u>これらの資金の積極的な活用を期待されているところである。</u></p> <p>(4) <u>更に活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするためには、地域における金融サービスを維持しつつ、単位農協の経営における金融事業の負担やリ</u></p>

改正後	現 行
<p>やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが必要であり、このため系統金融機関は、代理店方式の活用を積極的に進めることとされている。</p>	<p>スクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが必要であり、このため系統金融機関は、代理店方式の活用を積極的に進めることとされたところである。</p>
<p>(5) <u>引き続き、金融面における自己改革の継続及び強化を図っていくためには、系統金融機関において、以下の自己改革実践サイクルが構築されることが重要である。</u></p> <p>① <u>系統金融機関として、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、目標及びその設定の考え方、具体的な取組内容などを示す中長期的な戦略を策定する。</u></p> <p>② <u>①を踏まえ、農中、信連、農協において、それぞれ、農業及び関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。</u></p> <p>③ <u>その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較及び分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。</u></p> <p>④ <u>農中において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要なお貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) <u>行政庁は、系統金融機関において自己改革実践サイクルが構築されることを前提として、指導・監督等を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>II-12-2 自己改革実践サイクルの構築</p> <p>II-12-2-1 意義【共通】</p> <p><u>農業者の所得向上を図るためには、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、系統金融機関を含めた地域の関係者が連携しながら農業者の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。併せて、地域農業と食品産業をはじめとする関連産業との結びつきを踏まえ、それらが相互に発展する好循環をつくることも重要である。</u></p> <p><u>その際、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する系統</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>金融機関が、金融仲介機能を十分に発揮し、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に戦略的に取り組み、国産農産物の利用促進や高付加価値化、生産資材コストの効率化、流通コストの効率化や流通の高度化、ICT 技術等を活用した技術開発、輸出等の販路開拓などを進め、生きた資金の循環サイクルを地方で作っていくことが求められるといえる。</p> <p>これを効果的に進めるためには、系統金融機関が自己改革実践サイクルを構築し、組織として体系的かつ継続的に自己改革を進め、利用者のニーズにより一層的確にこたえていくことが必要である。</p> <p>Ⅱ-12-2-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 中長期的な戦略の策定（Ⅱ-12-1(5)①）については、</p> <p>① 農業及び関連産業の実態や投融資等の実績を踏まえつつ、Ⅱ-12-2-1に記す自己改革実践サイクルの構築の意義に即して、自己改革の具体的な取組内容を示すものとなっているか。</p> <p>② 農中、信連、農協が目標の設定及び個別計画の策定を行う上で必要となる具体的な指針を示すものとなっているか。</p> <p>③ 進捗状況を適切に把握するものとなっているか。</p> <p>(2) 目標の設定及び個別計画の策定（Ⅱ-12-1(5)②）については、農中、信連、農協において、それぞれ、</p> <p>① 農業及び関連産業の実態や投融資等の実績を踏まえつつ、中長期的な戦略の考え方や内容に即したものとなっているか。</p> <p>② 実施手法が明確であり、実行に必要な組織態勢が整えられているか。</p> <p>③ 進捗状況を適切に把握し、実績や取組状況について中長期的な戦略等との比較及び分析を行うことが可能なものとなっているか。</p> <p>(3) 具体的なアクションの実行及び個別計画への反映（Ⅱ-12-1(5)③）については、年度当初に策定した個別計画に基づき具体的なアクションを着実に実行するとともに、当年度の実績や取組状況について中長期的な戦略等との比較及び分析を行い、会員及び組合員等へ丁寧に説明した上で、次年度等の計画策定を行っているか。さらに、農協においては、組合員数が多数に上ることから、例えば、理事会のほか、集落座談会や地区別協議会などの会合や</p>	<p>Ⅱ-12-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 系統金融機関が、農業者の所得向上に資する金融サービスを含めた自己改革の具体的な取組内容を検討し、実践しているか。</p> <p>(2) 自己改革の進捗状況について点検するとともに、担い手をはじめとする農業者が自己改革の取組をどのように評価しているのかを把握し、取組内容について定期的な見直しを行っているか。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>組合員組織である生産部会、戸別訪問の機会等の活用により、丁寧に説明しているか。</u></p> <p>(4) <u>定期的な報告並びに必要な支援及び助言等（Ⅱ-12-1(5)④）については、農中において、農協の実績や取組状況について決算期毎に適時の報告を受けているか。また、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援を行うなど農協のニーズや実態をくみ取った実践的な支援及び助言等を行っているか。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>Ⅱ-12-2-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) <u>行政庁は、中長期的な戦略の策定（Ⅱ-12-1(5)①）に当たっての助言、具体的アクション（Ⅱ-12-1(5)③）のヒアリング等を行いつつ、系統金融機関に対し、農業及び関連産業向けの投融資等の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、追加ヒアリング等を行い必要な措置を検討し、実施する。また、他の組合の参考となる取組についてはこれを広く周知する。</u></p> <p>(2) <u>また、必要に応じて、行政庁としても、担い手等が系統金融機関の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて調査し、組合に取組の改善を促す。</u></p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 子会社等【共通】</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>他方、系統金融機関の中央機関である農中においては、農業及び食品産業の発展に必要な資金が円滑に供給されるよう、態勢の整備や商品開発などに取り組み、数値目標の設定など具体的な取組方針を定めて実践しているか。</u></p> <p>Ⅱ-12-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) <u>上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各系統金融機関の自己改革の取組状況を把握し、自己改革の具体的な取組が遅れている場合にはその取組を促すほか、他の組合の参考となる取組についてはこれを広く周知する。</u></p> <p>(2) 行政庁としても、担い手等が系統金融機関の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて<u>定期的に調査し、必要がある場合には、組合に取組の改善を促す。</u></p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 子会社等【共通】</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該系統金融機関が、農協法施行規則、信用事業命令、農中法施行令、財務諸表規則等、<u>農協監督指針</u>及び日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『<u>連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い</u>』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>Ⅲ－4－14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ－4－14－3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日における<u>コア事業純益</u>（農中においては「<u>コア業務純益</u>」。以下同）の実績（<u>コア事業純益ROA</u>を選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>② 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、<u>コア事業純益の実績</u>（<u>コア事業純益ROA</u>を選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該系統金融機関が、農協法施行規則、信用事業命令、農中法施行令、財務諸表規則等、<u>農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針</u>（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）及び日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『<u>連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い</u>』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>Ⅲ－4－14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ－4－14－3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日における<u>コア業務純益の実績</u>（<u>コア業務純益ROA</u>を選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>② 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、<u>コア業務純益の実績</u>（<u>コア業務純益ROA</u>を選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	現行
(注) (略)	(注) (略)

附 則

この通知の改正は、令和4年1月1日から適用する。